

奥州市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月31日

奥州市監査委員 千 田 永

奥州市監査委員 佐 藤 健 司

奥州市監査委員 小野寺 重

1 監査の概要

(1) 監査の実施期日

予備監査 令和5年8月22日、8月23日及び8月28日

本監査 令和5年8月29日

(2) 監査の対象

ア 財政的援助を与えているもの（補助金）

団体名	補助金等名称	担当部課等
前沢地区連合振興会	令和4年度奥州市前沢敬老会事業補助金	前沢総合支所市民福祉グループ
岩谷堂地区振興会	令和4年度江刺敬老会事業補助金	江刺総合支所健康福祉グループ

イ 法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの

団体名	施設の名称	担当部課等
一般社団法人奥州市観光物産協会	江刺ターミナルプラザ	政策企画部政策企画課
職業訓練法人江刺職業訓練協会	江刺産業技術交流センター	商工観光部企業振興課

(3) 監査事項

令和4年度に市が財政的援助を与えているもの又は公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

財政援助に係る事業又は公の施設の管理について、事業等が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、団体及び市の事務が適正に執行されているか、市の団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

(1) 財政援助（補助金）

ア 令和4年度奥州市前沢敬老会事業補助金

団体名 前沢地区連合振興会

担当部課等 前沢総合支所市民福祉グループ

補助金の額 1,038,420円（補助対象事業費 2,088,420円）

根拠法令等 奥州市補助金交付規則

監査の結果 補助金に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

イ 令和4年度江刺敬老会事業補助金

団体名 岩谷堂地区振興会

担当部課等 江刺総合支所健康福祉グループ

補助金の額 1,168,020円（補助対象事業費 2,744,787円）

根拠法令等 奥州市補助金交付規則

監査の結果 補助金に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(2) 公の施設の管理（指定管理）

ア 江刺ターミナルプラザ

団体名 一般社団法人奥州市観光物産協会

担当部課等 政策企画部政策企画課

協定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理料 12,151,000円（令和4年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、江刺ターミナルプラザ条例及び同条例施行規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

イ 江刺産業技術交流センター

団体名 職業訓練法人江刺職業訓練協会

担当部課等 商工観光部企業振興課

協定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理料 4,488,097円（令和4年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、江刺産業技術交流センター条例及び同条例施行規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。